

島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱

平成21年10月23日
島根県告示第739号

改正 平成30年3月30日告示第193号

令和3年11月19日告示第682号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 事前協議（第6条～第15条）
- 第3章 雑則（第16条～第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な指導を行うことにより、周辺的生活環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 事業者 法第22条第1項又は第23条第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 事業計画者 法第22条第1項又は第23条第1項の許可を受けようとする者をいう。

（県の責務）

第3条 県は、汚染土壌の適正な処理を推進するため、市町村と連携を図り、事業者及び事業計画者に対し適正な指導、助言等を行うとともに、事業者の健全な育成を図るものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、この要綱の目的を達成するため、この要綱の規定により県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、法その他関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、汚染土壌を適正に処理するものとする。

第2章 事前協議

(事前協議)

第6条 事業計画者は、法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請前に、事業計画等について知事に協議するものとする。ただし、許可に係る法第22条第2項第3号及び第4号に掲げる事項の変更が生活環境の保全上支障がないと知事が認めるものであるときは、この限りでない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、汚染土壌処理業事前協議書（別記様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出するものとする。

3 事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 汚染土壌処理施設の構造及び処理能力を記載した書類
- (3) 汚染土壌処理施設の排水に係る用水及び排出される水の系統を記載した書類
- (4) 環境保全対策を記載した書類
- (5) 周辺的生活環境に及ぼす影響を記載した書類
- (6) 汚染土壌処理施設の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- (7) 許可の取消し等の場合の措置に要する費用の見積額を記載した書類
- (8) 地元説明計画書
- (9) その他知事が必要と認める書類

(現地調査)

第7条 知事は、事前協議を受けたときは、申請内容を確認するため、必要に応じて当該協議に係る土壌汚染処理施設を設置しようとする地又は設置している地において調査を行うものとする。

(市町村長への通知等)

第8条 知事は、事前協議を受けたときは、関係市町村長に事前協議書の内容を通知するものとする。

2 関係市町村長は、前項の通知を受けた日から30日以内に、地域の生活環境の保全上の見地から知事に対して意見を述べることができる。

3 関係市町村長は、必要に応じて事業計画者に対し説明を求めることができる。

4 事業計画者は、関係市町村長から説明を求められたときは、誠意をもって対応するものとする。

(関係住民への説明)

第9条 事業計画者は、関係市町村長及び関係住民に事業計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得るよう努めるものとする。

2 関係市町村長は、事業計画者が関係住民を対象として説明等を行うときは、日時、場所等の調整について協力するよう努めるものとする。

3 関係住民は、事業計画者が説明等を行うときは、積極的に参加し、誠実に対応するよう努めるものとする。

(関係住民の意見)

第10条 関係住民は、前条第1項の規定による説明を受けた日から30日以内に、地域の生活環境の保全上の見地から事業計画者に対して意見書を提出することができる。

2 事業計画者は、前項に規定する意見書の提出があったときは、誠意をもって対応するものとする。

3 事業計画者は、関係住民への事業計画等の説明の状況及び関係住民からの意見に対する対応の内容等を関係住民から提出された意見書の写しを添えて、知事及び関係市町村長へ書面で報告するものとする。

(計画の変更等の指導)

第11条 知事は、第8条第2項の規定による関係市町村長の意見及び前条第1項の規定による関係住民の意見を十分に考慮し、必要があると認められるときは、事業計画者に対し、事業計画等の変更等の指導をするものとする。

2 事業計画者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、知事、関係市町村長及び意見書を提出した関係住民へその結果を報告するものとする。

3 事業計画者が正当な理由がなく第1項の規定による指導を受けた日から1年を経過する日までに必要な措置を完了しないときは、当該事前協議は取り下げられたものとみなす。

(生活環境の保全に関する協定)

第12条 事業計画者は、関係市町村長又は関係住民から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(事前協議の終了通知)

第13条 知事は、事前協議に係る手続が終了したと認めたときは、その旨を書面で事業計画者及び関係市町村長へ通知するものとする。

(許可の申請等)

第14条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請を行ってはならないものとする。

2 事業計画者が正当な理由がなく前条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに当該通知に係る事業について前項の許可の申請を行わなかった場合は、当該事業についての事前協議は行われなかったものとみなす。

(適用除外)

第15条 事業計画者が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に定める環境影響評価の手続を行う場合には、この章（第12条を除く。）の規定は、適用しない。

第3章 雑則

(指導、勧告等)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるよう指導す

ることができる。

(1) 第14条第1項の規定に違反した者

(2) 虚偽の内容により事前協議を行った者

(3) 前2号に定めるもののほか、この要綱に規定する手続等の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者

2 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。

(適用除外)

第17条 この要綱の規定は、松江市の区域については、適用しない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年11月19日から施行する。

汚染土壌処理業事前協議書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

汚染土壌処理業の 許可申請
変更許可申請 を行いたいので、下記のとおり協議します。

記

汚染土壌処理施設の種類	
廃掃法に基づく 許可番号（※）	
汚染土壌処理施設 の設置場所	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
汚染土壌処理施設 を設置する敷地面積	
保管設備の容量	
処理能力（最終処分 場の場合には埋立地 の面積及び埋立容量）	m^3 /日（ ）時間 t /日（ ）時間 埋立地面積 m^2 埋立容量 m^3
処理する汚染土壌の特定 有害物質による汚染状況	
排ガスの測定方法	
地下水水質汚濁 状況の把握方法	
セメント等品質の管理方法	
汚染土壌の飛散・ 粉じんの管理方法	
排水水汚染状態の測定方法	
汚水等の処理方法	
搬出先となる 汚染土壌処理施設	

備考 ※については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）を記載すること。

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設の構造及び処理能力を記載した書類
- 3 汚染土壌処理施設の排水に係る用水及び排出される水の系統を記載した書類
- 4 環境保全対策を記載した書類
- 5 周辺の生活環境に及ぼす影響を記載した書類
- 6 汚染土壌処理施設の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- 7 許可の取消し等の場合の措置に要する費用の見積額を記載した書類
- 8 地元説明計画書
- 9 その他知事が必要と認める書類